

入札公告

次のとおり一般競争入札を実施するので、競争参加資格申請書等を提出されたく掲示する。

1. 掲示日 令和6年4月26日
2. 掲示責任者 独立行政法人中小企業基盤整備機構
分任契約担当役 財務部長 後藤 稔
3. 担当部課 独立行政法人中小企業基盤整備機構 財務部 施設課
〒105-8453 東京都港区虎ノ門三丁目5番1号 虎ノ門37森ビル 7階
電話 03-5843-7202（直通） FAX 03-5470-1512
担当者：新井・藤田・長滝 メールアドレス：<shisetsu@smrj.go.jp>
4. 業務の概要
 - (1) 業務名 令和6年度京大桂ベンチャープラザ（南館）他2施設空調設備更新工事に係る実施設計業務
 - (2) 対象施設
 - ・京大桂ベンチャープラザ（南館）
（京都府京都市西京区御陵大原1-39）
 - ・クリエイション・コア京都御車
（京都府京都市上京区河原町通今出川下る梶井町448-5）
 - ・神戸健康産業開発センター
（兵庫県神戸市中央区港島南町6-7-4）
 - (3) 業務内容 本業務では、近畿本部所管インキュベータ3施設の空調設備更新に必要な次の業務を行う。
 - ① 現況把握のための調査の実施
 - ② 工事を発注するために必要な設計図面等の作成、数量計算図及び設計書の作成
詳細は、別紙特記仕様書のとおり
 - (4) 履行期間 契約締結日から令和6年12月13日まで
5. 競争参加資格
（企業に対する資格要件）
 - (1) 以下に掲げるすべての条件を満たしている者であること。
 - ① 中小企業基盤整備機構契約事務取扱要領（要領16第29号）第2条及び第3条の規定に該当する者でないこと。※要領については、当機構ホームページを参照のこと。

(<https://www.smrj.go.jp/org/info/bid/contract/index.html>)

- ②会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始の決定を受けた者を除く。
- ③当機構から競争参加資格止措置期間中の者(中小企業基盤整備機構契約競争参加資格停止措置要領(要領17第2号)に基づく競争参加資格停止期間中の者をいう)又は国土交通省近畿地方整備局、京都府、兵庫県から指名停止措置期間中の者でないこと。
- ④独立行政法人中小企業基盤整備機構反社会的勢力対応規程(規程22第37号)第2条に規定する反社会的勢力に該当する者でないこと。

(<https://www.smrj.go.jp/org/policy/index.html>)

- ⑤以下に定める届出の義務を履行していない者(当該届出の義務がない者を除く)でないこと。
 - ・健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務
 - ・厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務
 - ・雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務
- ⑥建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。ただし、同法26条の規定に基づく、閉鎖の監督処分を受けていないこと。
- ⑦令和元年4月1日以降に公的機関(国、地方公共団体又は独立行政法人等)より受注し、完成・引渡ししが完了した空調設備改修工事又は空調設備を含む建築改修工事に係る設計業務の実績が1件以上あること。業務実績は以下のイからハのすべてを満たす建物のものであること。
 - イ. 用途：国土交通省告示第98号(平成31年1月21日)別添二の建築物の類型のうち「二 生産施設」「四 業務施設」「五 商業施設」「七 教育施設」「八 専門的教育・研究施設」「九 宿泊施設」「十 医療施設」「十一 福祉・厚生施設」「十二 文化・交流・公益施設」のいずれかの類型。
 - ロ. 構造：鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造のいずれかのもの。
 - ハ. 規模：1棟の延べ床面積が1,500㎡以上かつ2階以上。
- ⑧申請書及び資料の提出期限の時点において、参加表明者と直接的な雇用関係があり、5(2)に示す要件を満たす管理技術者を本業務に配置できる者であること。
- ⑨建設業許可者と資本金・人事面で関係※がないこと。
 - ※認定基準：関係があると認められる者とは、以下のような者とする。
 - イ 建設業許可者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者(100分の50を超える株式を有し又は出資している者が存在しない場合において、他の株主又は出資者よりも抜きんでて株式を有し又は出資している者を含む)
 - ロ 建設業許可者の代表権を有する役員が参加意思表明者の代表権を有する役員を兼ねている場合
- ⑩公告文、入札説明書及び特記仕様書等を承諾していること。

(予定管理技術者に関する資格要件)

(2) 予定管理技術者

下記①から③の要件を満たす管理技術者を本業務に配置できる者であること。

- ① 設備設計1級建築士又は1級建築士で、資格を取得後10年以上の実務経験（建築士法施行規則第10条に定める内容をいう。以下同じ。）を有し、業務の統括管理を5年以上経験している者。ただし、建築士法第10条第1項による業務停止を受けている者でないこと。また1級建築士資格の場合は建築設備に関する意見を聞くことのできる建築設備士を置くものとする。
- ② 令和元年4月1日以降に公的機関（国、地方公共団体又は独立行法人等）又は民間より受注し、完成・引渡しが完了した空調設備改修工事又は空調設備を含む建築改修工事に係る設計業務の経験が1件以上あること。（受注金額2百万円以上）
- ③ 配置予定の管理技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係があり、その旨を明示することができる資料を提出できる者。

6. 入札手続等

(1) 入札説明書、特記仕様書等の交付期間、交付方法について

- ① 交付期間：令和6年4月26日(金)から令和6年5月20日(月)17時00分まで
- ② 交付方法：

イ) 入札説明書：中小機構ホームページ

(<https://www.smrj.go.jp/procurement/bid/list/index.html>) に掲載しているのでダウンロードすること。

ロ) 特記仕様書、図面等について、交付を希望する方は、下記の者にE-mailで申請すること。連絡があつた者にE-mailにて交付する。

なお、E-mailを送つた際には、E-mailを送つた旨、確認の電話をすること。

中小企業基盤整備機構 財務部 施設課

担当：新井、藤田 メールアドレス：shisetsu@smrj.go.jp

電話：03-5843-7202（直通）

※交付時間：平日の10時00分より17時00分まで

※なお、期日までに交付を受けていない者は本件入札に参加できません。

ハ) 入札心得、工事請負契約書については、以下のアドレスに掲載しているため、確認のこと。

(<https://www.smrj.go.jp/org/info/bid/order/index.html>)

(2) 質問書の提出期限及び場所

提出期限：令和6年5月10日(金) 17時00分まで必着

提出先：3. に同じ

その他：質問については、質問書を作成の上、上記期間までにE-mailにて提出すること。

また、メールした後には、必ず3. あてに電話にて確認をすること。

- (3) 質問に対する回答の日時及び場所
質問に対する回答書は、各社に令和6年5月15日（水）にE-mailで回答する。なお、回答すべき質問があった場合に限り通知する。
- (4) 申請書及び資料の提出期限、場所及び方法
提出期限：令和6年5月21日（火）17時00分まで
提出場所：3. 担当部課（財務部 施設課）
提出方法：郵送等（書留郵便等の配達履歴が確認できる方法）に限る。なお、郵送等の場合は提出期限までに必着とする。
- (5) 競争参加資格確認結果通知書
回答日：令和6年5月24日（金）
回答方法：メールにて回答（本書は入札時に手交）
- (6) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法
日時：令和6年5月29日（水）14時00分
場所：独立行政法人中小企業基盤整備機構 近畿本部 16階 1604会議室
（大阪府大阪市中央区安土町2-3-13 アットビジネスセンター大阪本町
（大阪国際ビルディング16階））
提出方法：持参
※また、新型コロナウイルス感染症対策として、開札場所等を変更する場合がある。

7. その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (2) 入札の無効
本公告において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書に虚偽の記載をした者のした入札、及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (3) 落札者の決定方法：中小企業基盤整備機構契約事務取扱要領第9条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするところがある。
- (4) 落札者の経営状況又は信用状況などが極端に悪化し適正な契約の履行が確保されないと認められる状態に立ち至った場合には、その者の落札決定を取り消すことができるものとする。
- (5) 手続きにおける交渉の有無 無。
- (6) 契約書作成の要否 要。
- (7) 申請書の作成に関する説明会は実施しない。
- (8) 詳細は入札説明書による。